**牧旧**株

目炊 (現行のとおり)

第一条から第百十二条まで (現行のとおり)

(土壌汚染対策指針の作成等)

壌汚染対策指針」という。)を定め、公表するものとする。壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針(以下「土の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土物質」という。)による土壌の汚染又はこれに起因する地下水第百十三条 知事は、規則で定める有害物質(以下「特定有害

(土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等)

きいできる。 書」という。)を作成し、これを提出すべきことを指示するこ所染の除去等の措置の計画書(以下「土壌地下水汚染対策計画壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌いう。)に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土り扱い、又は取り扱ったもの(以下「有害物質取扱事業者」と工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取第百十四条 知事は、次の各号のいずれにも該当するときは、

る基準(以下「汚染土壌処理基準」という。)を超え、又は 一有害物質取扱事業者が、特定有害物質により規則で定め 目炊 (略)

第一条から第百十二条まで (略)

(土壌汚染対策指針の作成等)

対策指針」という。)を定め、公表するものとする。の調査及び対策に係る方法等を示した指針(以下「土壌汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染質の大気中への飛散又は土壌汚染に起因する地下水の汚染第百十三条 知事は、有害物質に汚染された土壌からの有害物

現行

(汚染土壌の処理に関する命令)

ことができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者は指定作業場の敷地内の汚染土壌の処理をすることを命ずる処理計画書」という。)を作成し、これに基づき、当該工場又規則で定めるところにより、汚染処理の計画書(以下「汚染該有害物質取扱事業者に対して、土壌汚染対策指針に基づき、心被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当とにより大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係取事業者」という。)が、有害物質により土壌を汚染したこ有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの(以下「有害物質、第百十四条 知事は、工場又は指定作業場を設置している者で、

たとき。超えることが確実であると認められる土壌汚染を生じさせ

- して関則で定める場合に該当するとき。 の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合と 三 当該土壌汚染の生じた土地の状況が、土壌汚染により人
- べきことを命ずることができる。 者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すまでに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その

   20
   知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限
- の措置を講じなければならない。 した者は、当該第百十四条計画書に従って土壌汚染の除去等 (以下この条において「第百十四条計画書」という。)を提出 3 第一項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書
- 限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。 等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期き期限までに当該第百十四条計画書に従って土壌汚染の除去 中間をは、第百十四条計画書を提出した者が、措置を講ずべ
- の旨を知事に届け出なければならない。 に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、そ □ 第百十四条計画書を提出した者は、当該第百十四条計画書

(地下水汚染地域における<u>土壌等の汚染状況</u>の調査要請等)

置の実施に協力しなければならない。
が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措

- 届け出なければならない。 扱事業者は、汚染の処理が完了したときは、その旨を知事に 図 前項の規定により汚染処理計画書の提出をした有害物質取

(地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等)

- て規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。
  ただし、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地としる実施し、及びその結果を報告するよう求めることができる。
  る土壌等の汚染状況の調査(以下「汚染状況調査」という。)より、当該工場又は指定作業場の敷地内の特定有害物質によに対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにられる地域があるときは、当該地域内の有害物質取扱事業者第百十五条 知事は、特定有害物質による地下水の汚染が認め
- は、この限りでない。
  させたものでないことが明らかであると知事が認めるときができる。ただし、当該土壌汚染が、当該報告した者が生じ対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示すること、期限その他の規則で定めるところにより、土壌地下水汚染該当するときは、当該汚染状況調査の結果を報告した者に対場合で、かつ、当該敷地内の土壌汚染が規則で定める基準に内の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える知事は、前項の規定による汚染状況調査の結果、当該敷地
- べきことを命ずることができる。者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すまでに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その財事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限
- | | 第二項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書

よう状めることができる。 その敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を報告するし、土壌汚染対策指針に基づき規則で定めるところにより、る地域がある場合は、当該地域内の有害物質取扱事業者に対第百十五条 知事は、有害物質による地下水の汚染が認められ

- 嬢の処理をすることを命ずることができる。染処理計画書を作成し、これに基づき、当該敷地内の汚染土土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚めると認められるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、査の結果等により、当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因でという。)を超える場合で、知事が行う周辺の地下水の水質調物質の濃度が規則で定める基準(以下「汚染土壌処理基準」対事は、前項の調査結果により、当該敷地内の土壌の有害
- 有害物質取扱事業者について準用する。 3 前条第二項及び第三項の規定は、前項により命令を受けた

の措置を講じなければならない。 した者は、当該第百十五条計画書に従って土壌汚染の除去等(以下この条において「第百十五条計画書」という。)を提出

- 限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期き期限までに当該第百十五条計画書に従って土壌汚染の除去り、知事は、第百十五条計画書を提出した者が、措置を講ずべ
- の旨を知事に届け出なければならない。 に記載された土壌汚染の除去等の措置が完了したときは、そ 同 第百十五条計画書を提出した者は、当該第百十五条計画書

### (工場等の廃止又は施設等の除却時の義務)

りでない。 が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限 が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施 が特定有害物質による土壌の汚染により人の健康に係る被害 る者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地 果を知事に報告しなければならない。ただし、第一号に掲げ 土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結 き、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める 第百十六条 次の各号に掲げる者は、土壌汚染対策指針に基づ

場又は指定作業場の敷地であった土地は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。) 当該工工場等廃止者(有害物質取扱事業者であった者で工場又

(工場又は指定作業場の廃止又は建物除却時の義務)

内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に届け出なけ規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地うとする日の三十日前までに、土壌汚染対策指針に基づき、主要な部分を除却しようとするときは、廃止又は除却をしよを廃止し、又は当該工場若しくは指定作業場の全部若しくは第百十六条 有害物質取扱事業者は、工場若しくは指定作業場

- | の掘削を行う土地 |ようとするものをいう。以下同じ。) 当該除却に伴い土壌 | 指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却し | | 施設等除却者(有害物質取扱事業者であって、工場又は
- て、規則で定めるところにより知事に届け出なければならなるいう。以下同じ。)その他の規則で定める事項の変更につい用状況、土地の所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者者を含む。次項において同じ。)は、当該確認に係る土地の利前項ただし書の確認を受けた者(その者の地位を承継した

- <u>取り消すものとする。</u> だし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を <u>。 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項だ</u>
- 満たさない状況になったとき。 | 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確認の要件を
- せず、又は虚偽の届出を行ったとき。
   同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出を
- 場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当すると地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える中、知事は、第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該土

- は、当該措置の実施に協力しなければならない。
  取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者と各命で合ってができる。この場合において、当該有害物質を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるこ的止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。規則で定めるところにより、当該敷地内の汚染土壌の拡散を減有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、の濃度が汚染土壌処理基準を超えていると認めるときは、当切事は、前項の調査の結果、当該敷地内の土壌の有害物質
- 事に届け出なければならない。
  に、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知より作成した汚染拡散防止計画書を知事に提出するととも
  同項の命令を受けた有害物質取扱事業者は、同項の規定に

又は柒却に除る土地の譲渡(借地の場合にあっては当該土地染の調査又は汚染の拡散防止の措置を行わずに第一項の廃止す 前三項の規定にかかわらず、有害物質取扱事業者が土壌汚

は、この限りでない。
させたものでないことが明らかであると知事が認めるとき当該土壌汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じし、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則に定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規

- 場合に該当するとき。
  が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める
  「当該土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害
- める要件に該当するときを除く。)。 にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定 二 当該土壌汚染が規則で定める基準に該当するとき(将来
- べきことを命ずることができる。者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すまでに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限
- | 100mm|
  | 10mm|
  | 1
- → 知事は、第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施

ならない。 上壌汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を講じなければの返還をいう。以下同じ。)をしたときは、譲渡を受けた者が ことを命ずることができる。るときは、その者に対し、財限を定めて当該措置を講ずべき画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認め設等除却者が、措置を講ずべき財限までに当該第百十六条計

- りない。 の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければな者は、当該第百十六条計画書に記載された土壌汚染の除去等< 図 第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却
- 業場において取り扱っていた特定有害物質の種類その他の規
  は、当該土地の譲渡を受けた者に対し、当該工場又は指定作に規定する土地の譲渡を受けた者がいることを知ったとき

  四 知事は、前項(次条第二項において準用する場合を含む。)

則で定める事項を通知するものとする。

<u>す。</u> 状況調査又は土壌汚染の除去等の措置があったものとみなのであると知事が認めるときは、当該各項の規定による汚染の除去等の措置が当該各項に規定する方法により行われたもない場合に限る。) において、当該汚染状況調査又は土壌汚染定に基づく汚染状況調査又は土壌汚染の除去等の措置を行わますの譲渡を受けた者が、第一項、第六項又は第九項の規古等の措置を行った場合(工場等廃止者、施設等除却者又は「土地の所有者等(工場等廃止者、施設等除却者及び第九項

(有害物質取扱事業者による自主調査)

施したときは、その結果を知事に報告することができる。より、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染状況調査を実く。)は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところに条第一項又は第百十七条第二項の規定の適用を受ける者を除第百十六条の二 有害物質取扱事業者(第百十五条第一項、前

大条の二第二項において準用する第百十六条第四項」と、前取扱事業者」と、前条第五項中「前項」とあるのは「第百十と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「有害物質条第四項中「第一項」とあるのは「第百十六条の二第一項」害物質取扱事業者について準用する。この場合において、前は、前条第四項から第九項までの規定は、前項の報告をした有

条の二計画書」と読み替えるものとする。の実施及び報告、第百十六条計画書」とあるのは「第百十六くは報告、第百十六条計画書」とあり、及び「汚染状況調査るのは「有害物質取扱事業者」と、「汚染状況調査の実施若し「第百十六条の二第二項とおいて準用する第百十六条第四項ではいて準用する第四項がら前項まで」とあるのは「第百十六条の二計画書」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」と、取扱事業者」と、前条第七項及び第八項中「第百十六条計画を以第八項中「第百十六条計画」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「第百十六条計画」と、「工場等廃止者又は施設等除却者」とあるのは「第百十六条の二計画書」をあるのは「第百十六条の二計画書」を第二項において準用する第百十六条第四項又は第五項」と、条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第百十六条の二

出しなければならない。ただし、炊条第一項の規定の適用を「以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、知事に提汚染地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するための計画書嬢汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該という。)を行う者(以下「汚染地改変者」という。)は、土盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「汚染地の改変」有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えている土地の切り第百十六条の三 炊の各号に掲げる土地において、土壌の特定

受ける者にあっては、この限りでない。

- 該当しなかった土地 該敷地内の土壌汚染が同条第二項の規則で定める基準に 「第百十五条第一項の規定による汚染状況調査の結果、当
- にも該当しなかった土地 条第四項ただし書に該当した土地又は同項各号のいずれ 三 第百十六条第一項の規定による汚染状況調査の結果、同
- じられた土地む。)、第百十六条第十一項又は次項の規定により措置が講(前条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含しくは第五項、第百十六条第六項、第七項若しくは第九項||第百十四条第三項若しくは第四項、第百十五条第四項若
- ければならない。 該汚染拡散防止計画書に従って汚染拡散防止の措置を講じなる 同間の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、当
- 完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置が<br />
  3 第一項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、

(土地の改変時における改変者の義務)

染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過という。)を行う者(以下「土地改変者」という。)は、土壌汚盛り、掘削その他の規則で定める行為(以下「土地の改変」第百十七条 規則で定める面積以上の土地における土地の切り

(土地の改変時における改変者の義務)

対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去いう。)を行う者(以下「土地改変者」という。)は、土壌汚染切り盛り、掘削等規則で定める行為(以下「土地の改変」と第百十七条、規則で定める面積以上の土地において行う土地の

ならない。める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければ去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の規則で定

- するよう状めることができる。により、当該土地の汚染状況調査を実施し、その結果を報告者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところ又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壌が汚染され、
- に提出しなければならない。 で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則えていることが判明したときは、当該土地の改変に伴う汚染該土地の土壌の<u>特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超</u>ま出ぬ変者は、前項の<u>規定による汚染状況調査</u>の結果、当
- きる。 た者に対し、その旨を通知し、計画の変更を求めることがで第二号の規則で定める場合に該当するときは、当該提出をしけた場合において、当該土地の土壌汚染が第百十四条第一項 中間、前項の規定による汚染拡散防止計画書の提出を受
- あっては、変更後の汚染拡散防止計画書。次項において同じ。)当該汚染拡散防止計画書(前項の規定により変更した場合にら 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、

いて調査し、その結果を知事に届け出なければならない。の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項につ

- 拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染ときは、土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明した。 土地改変者は、前項の調査の結果、当該土地の土壌の有害
- 出なければならない。 の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届けば、前項の汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染 可間切により汚染拡散防止計画書の提出をした土地改変者

に従って汚染拡散防止の措置を講じなければならない。

- 完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。当該汚染拡散防止計画書に記載された汚染拡散防止の措置がの 第三項の規定による汚染拡散防止計画書を提出した者は、
- の規定の適用を受ける者にあっては、この限りでない。を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、第一項に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針<ア 次に掲げる土地において、汚染地改変者は、当該汚染地の
  - ち、第五項の汚染拡散防止の措置を要しなかった土地第二項の規定による汚染状況調査が実施された土地のう
  - り措置が講じられた土地 第五項(次項において準用する場合を含む。)の規定によ
- と、第六項中「第三項」とあるのは「第七項」と読み替える次項において同じ。)」とあるのは「当該汚染拡散防止計画書」り変更した場合にあっては、変更後の汚染拡散防止計画書。は「第七項」と、「当該汚染拡散防止計画書(前項の規定によ弾用する。この場合において、第五項中「第三項」とあるの第五項及び第六項の規定は、前項の汚染地改変者について

(記録の保管、引継等)

第百十八条第百十四条から前条までの規定に基づく調査を行

記録の保管及び承継)

第百十八条 有害物質取扱事業者、第百十六条第一項の廃止又

地の所有者等にこれを引き継がなければならない。 するとともに、記録を作成し、保管し、及び必要に応じて土物質その他の操業時の状況について、土地の所有者等と共有っては工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害の確認を受けた者(その者の地位を承継した者を含む。)にあ計画書文は措置の内容について、第百十六条第一項ただし書(その者の地位を承継した者を含む。)にあっては当該調査、った者、措置に係る計画書を作成した者又は措置を行った者

し、保管しておかなければならない。

節の規定に基づき実施した調査及び処理について記録を作成は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者は、この

<u>べ。</u> 変者又は汚染地改変者に対して適切に提供しなければならな 等又は引き継がれた記録について、当該土地における土地改 前項の規定により共有した調査、計画書若しくは措置の内容 と 土地の所有者等(その者の地位を承継した者を含む。)は、 者に確実に引き継がなければならない。 地を譲渡するときは、前項の記録を当該土地の譲渡を受ける 査又は汚染土壌の処理若しくは拡散の防止の措置を行った土 係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者が、土壌汚染の調 2 有害物質取扱事業者、第百十六条第一項の廃止又は除却に

# (台帳の調製等)

関を調製し、これを保管しなければならない。 ころにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台定に基づく調査、計画書、措置等について、規則で定めると第百十八条の二 知事は、第百十四条から第百十七条までの規

とする。 | とする。 | 前項に規定する台帳は、公開し、一般の閲覧に供するもの

第百十九条 知事は、有害物質取扱事業者、工場等廃止者、施(調査、措置等に係る指導及び助言並びに情報収集等)

(調査及び処理等に係る指導及び助言)

第百十九条 知事は、有害物質取扱事業者、第百十六条第一項

に応じ指導及び助言を行うものとする。変者がこの節の規定に基づき行う調査、措置等に関し、必要譲渡を受けた者、土地の所有者等、汚染地改変者又は土地改設等除却者、第百十六条第一項の廃止又は除却に係る土地の

等めるものとする。 もに、当該情報を整理し、保存し、及び適切に提供するようする情報提供の要請その他の手段により情報を収集するとと被害が生ずるおそれに関する情報を有する関係行政機関に対判断するために必要があると認めるときは、人の健康に係るの二第二項において準用する場合を含む。)に該当することを大条第四項第一号に規定する規則で定める場合(第百十六条場向「第百十四条第一項第二号に規定する規則で定める。)又は第百十

## (徳告等)

とを勧告することができる。当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとるこ及び第七項に違反をしている者があるときは、その者に対し、場合を含む。)、第六項(第八項において準用する場合を含む。)百十七条第一項、第三項、第五項(第八項において準用する場合を含む。)、第百十六条の三各項並びに第弾用する場合を含む。)、第百十六条の三各項並びに第第日十六条第一項、第八項(第百十六条の二第二項に

し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。がこの節の規定に基づき行う<u>汚染土壌の調査及び処理等に関の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び</u>土地改変者

### (種和)

きる。項を是正するため必要な措置をとることを勧告することがでいる者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事第二項並びに第百十七条第二項の規定を除く。)に違反をして百十四条第一項、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第百二十条 知事は、第百十四条がら第百十七条までの規定(第

- とができる。 となっている土地の場所及びその範囲について、公表するこる勧告を行ったときは、同項に規定する汚染状況調査の対象 り 知事は、第百十六条第一項の規定に違反している者に対す
- とする。 有者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるもの 3 知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該土地の所

### (費用の負担)

ではない。 した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるもの状況調査、措置等を実施したときは、当該調査、措置等に要別の譲渡を受けた者、土地改変者又は汚染地改変者が、汚染・ 土地又は第百十六条の二第一項の汚染状況調査を実施した土 条の二第二項において準用する場合にあっては有害物質取扱の場合において、工場等廃止者又は施設等除却者(第百十六条の二及び第百十六条の二尺は、以て準用する場合を含む。)、第百十六条の三及び第百十七条第百二十一条 第百十六条第九項(第百十六条の二第二項にお

# (土地の所有者等の協力義務)

等の実施に協力しなければならない。 る場合においては、当該土地の所有者等は、当該調査、措置づき調査、措置等を実施する者が当該土地の所有者等と異な第百二十一条の二 第百十四条から第百十七条までの規定に基 (費用の負担)

汚染をした者に請求することを妨げるものではない。 上壌汚染の調査又は拡散防止の措置等に要した費用を、当該くは除却に係る土地の譲渡を受けた者<u>又は土地の改変者が、て、有害物質取扱事業者から、第百十六条第一項の廃止若し第百二十一条 第百二十一条第百百及び第百十七条の場合におい</u> 土壌については適用しない。第百二十二条(第百十三条から前条までの規定は、次に掲げる

- 法律第百三十九号)第二条第一項に規定する農用地の土壌一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年
- <u>立地を含む。)</u>の土壌 ものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋と認められる場所 (汚染の原因が、専ら自然的条件による」 「汚染の原因が再ら自然的条件であることが明らかである
- 嬢 処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土 三 前二号に掲げるもののほか、法令により<u>特定有害物質</u>の
- る。 壌の機出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用す の規定は、前項第二号の土壌については、当該場所からの土 は 前項第二号の規定にかかわらず、第百十三条から前条まで

第百二十三条から第百五十五条まで (現行のとおり)

(違反者の公表)

第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、

(滷用徐久)

土壌については適用しない。第百二十二条 第百十三条から前条までの規定は、次に掲げる

- 法律第百三十九号)第二条第一項に規定する農用地の土壌一農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年
- と認められる場所の土壌
  二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかである
- 等を目的として設置されている施設の存する土地の土壌三 前二号に掲げるもののほか、法令により有害物質の処分

第百二十三条から第百五十五条まで (略)

(違反者の公表)

勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった十六条、第四十条、第四十八条<u>又は第五十六条</u>の規定による三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、

勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

oから4まで (<u>駅</u>行のとおり)

第百五十七条 ( 現行のとおり )

第百五十八条(炊の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役一第百五十八条(炊の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十一条、第九十八条第四項、第百十四条第二項若し くは第四頃、第百二十五条第二頃又は第百三十九条の規定 による命令に違反した者

二 (関行のとおり)

第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の 罰金に処する。

一 第八条の五第一頃、第八条の十九第一頃、第四十二条第 一頃、第五十八条、第六十条、第百十五条第三頃若しくは 第五項又は第百十六条第五項(第百十六条の二第二項の規 定により準用する場合を含む。)若しくは第七頃(第百十 大条の二第二頃の規定により準用する場合を含む。)の規 定による命令に違反した者

」のこからこまで (路)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別表第四 有害物質 (第二条関係)

ときは、その旨を公表することができる。

こから4まで (密)

継加出十九条 (器)

又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十一条、第九十八条第四項、第百十四条第一項、第 百二十五条第二項又は第百三十九条の規定による命令に違 医した者

11 (2)

第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の 罰金に処する。

一 第八条の五第一頃、第八条の十九第一頃、第四十二条第 一頃、第五十八条、第六十条、百十五条第二頃又は第百十 大条第二項の規定による命令に違反した者

」のこからこまで (路)

別表第一から別表第三まで (密)

別表第四 有害物質 (第二条関係)

一から二十六まで (現行のとおり)	一から二十六まで (略)
ニナセ 猫化ビニグチノマー (別名クロロエチング)	リナカ 楢行アコグルノケー
ニナ人 (現行のとおり)	11十二 (盤)
別表第五から別表第十三まで (現行のとおり)	別表第五から別表第十三まで (略)